

助成対象期間中に障害等級に変更があった場合

- 1 既に減免申請が済んでいて、障害等級の変更により燃料費助成の対象外となった場合
身体障害１・２級ではなくなった、もしくは療育ＡからＢに変更があったなど、燃料助成の対象外となった場合、その変更があった日の前日までの給油分が請求可能です。
- 2 既に減免申請が済んでいて、障害等級の変更により燃料費助成の対象となった場合
身体障害１・２級になった、もしくは療育ＢからＡに変更があったなど、燃料助成の対象となった場合、その変更あった日からの給油分が請求可能です。
- 3 減免申請を行っておらず、燃料助成の対象となる障害等級となった場合。
身体障害１・２級への変更、又は療育Ａへの変更がされた場合、減免申請を行っていただくことで、翌月からの給油分が請求可能となります。（減免申請を月の初日に行った場合はその月から対象となります。）
※普通自動車又は軽自動車かにより減免申請の方法及び場所が変わりますので、普通自動車については、総合県税事務所（自動車税部）、軽自動車についてはお住まいの市役所へ問い合わせ願います。

<必要書類について>

通常の燃料費請求に必要な書類に加え、以下が必要となります。

書 類	来所する場合	郵送する場合
新しく交付された身体障害者、療育、戦傷病者手帳	原本を持参	写しを郵送
以前の身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳	原本又は写しを持参	写しを郵送

※写しの注意点

氏名、住所、障害等級、普通自動車又は軽自動車税減免済の印があるページの写しが必要となります。

※以前の手帳の写しがない場合は中北保健福祉事務所より関係機関へ確認を行いますのでご承知おきください。